

タダラフィル錠 10mg C I 「GO」
「処方箋医薬品」指定解除のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、勃起不全治療剤タダラフィル錠 10mg C I 「GO」に関しまして、厚生労働省告示第221号（令和8年5月20日付）により、「処方箋医薬品」の指定が解除されましたので下記の通りご案内申し上げます。

今後とも一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

■ 対象製品

タダラフィル錠 10mg C I 「GO」

■ 変更内容

電子添文及び個装箱等の「規制区分」の項の表記を下記の通り変更いたします。

| 変更前 | 変更後 |
|---|-----------|
| 処方箋医薬品 ^注 注) 注意—医師等の処方箋により使用すること | なし（表示の削除） |

しばらくの間、「処方箋医薬品」の表示のある製品が流通いたしますが、「処方箋医薬品」としての取り扱いには必要ございません。

※ なお、タダラフィル錠 20mg C I 「GO」の規制区分につきましては、従来通り「処方箋医薬品」に指定されております。

以上

◆お問い合わせ先 江州製薬株式会社
〒520-3221 滋賀県湖南市三雲143-1
Tel : 0748-72-7103
受付時間 : 9:00~17:00
(土、日、祝日を除く)